

反社会勢力排除に関する誓約書

第1条 は、株式会社HIGHWAVEに対し、本件契約時において、乙(以後、
を乙、株式会社HIGHWAVEを甲という)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼう
ゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」とい
う。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2 乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判
断する資料を提出しなければならない。

(契約の解除等)

第2条 甲は、乙が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解
除することができる。
2 甲が、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わな
い。
3 第1項の規定により甲が本契約を解除した場合には、乙は甲に対し違約金として標準月額料の3ヶ月分
相当額を払う。

別紙

確約書

私は、次の①の各号のいずれかに該当し、若しくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、又は①に基づく
確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この契約が解除されても異議を申しません。また、
これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とします。

①本件取引に際し、現在次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないこと

ア暴力団

イ暴力団員

ウ暴力団関係企業

エ総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等

オその他前各号に準ずる者

②自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

ア暴力的な要求行為

イ法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為

オその他前各号に準ずる行為

令和 年 月 日

氏名

印